

# 社会福祉法人優樹福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### （1）第二種社会福祉事業

- ①障害福祉サービス事業の経営
- ②特定相談支援事業の経営
- ③移動支援事業の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人優樹福祉会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県白河市金鈴17番地1に置く。

## 第2章 役員及び職員

### (役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 6名
  - （2）監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。  
3 理事長は、この法人を代表する。  
4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることがある。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
  - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任すること  
ができない。

(役員の報酬等)

- 第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にある  
ことのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、  
日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告  
する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
  - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示し  
て理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召  
集しなければならない。
  - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
  - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決するこ  
とができない。
  - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される  
事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
  - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合  
を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ  
とができない。
  - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要  
領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならな  
い。

(理事長の職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理  
事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事  
会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び白河市長に報告す  
るものとする。
  - 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席  
して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条 この法人に、職員若干名をおく。

2 この法人の設置経営する事業所の長（以下「管理者」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 管理者以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 13 条 評議員会は、13名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを召集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 14 条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第 15 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができます。

(評議員の資格等)

- 第 16 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が 3 名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第 17 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

#### 第 4 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 現金 1, 000, 000 円
- (2) 建物 ① 福島県白河市金鈴 17 番地 1  
所在の鉄骨造アルミニウム板葺平家建  
オープンハウス白河 1 棟 571. 24 m<sup>2</sup>  
② 福島県白河市久田野前田 52 番地 1  
所在の木造平屋建鋼板  
地域生活サポートセンターきらり 1 棟 77. 52 m<sup>2</sup>  
③ 福島県白河市大手町 9 番地 5、9 番地 6  
所在の鉄骨造陸屋根 2 階建  
地域生活サポートセンターエル白河 1 棟 252. 60 m<sup>2</sup>
- (3) 土地 ① 福島県白河市大手町 9 番地 5 の土地 宅地 144. 03 m<sup>2</sup>
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、白河市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、白河市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 22 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 5 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 27 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域生活支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 28 条 前項の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第6章 解散及び合併

### (解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

### (合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、白河市長の認可を受けなければならない。

## 第7章 定款の変更

### (定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、白河市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を白河市長に届け出なければならない。

## 第8章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人優樹福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

### (施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 成井 英夫

理事	楠 正孝
	片岡 英信
	伊藤 満
	宍戸 初子
	古和田 正男
	生田 憲一
	杉山 和巳
	鈴木 辰男

穂 積 光 子  
渋 木 綾 子  
小 島 良 子

監 事 我 妻 正 文  
角 田 ミ ヨ

附 則

この定款の変更は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は平成11年3月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成13年7月31日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成16年3月12日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成17年5月17日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年5月18日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年9月19日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成18年10月27日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成19年3月22日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成20年5月9日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成21年9月11日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成22年10月14日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年2月8日）から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事の認可のあった日（平成24年8月20日）から施行

する。

附 則

この定款の変更は、白河市長の認可のあった日（平成25年 7月 3日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、白河市長の認可のあった日（平成25年11月 8日）から施行する。